

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	電子納付にかかる指定金融機関制度の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方税等の収納は、地方自治法令により、各地方公共団体がそれぞれ指定金融機関、収納代理金融機関等（以下、指定金融機関等という）を指定して、納入に関する書類（電磁的記録も含む）に基づき、収納の事務を取り扱わせる制度（指定金融機関制度）となっている。このため、納税者は、各地方公共団体の指定金融機関等以外では地方税等の納付ができない。</p> <p>電子納付については、技術的には、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）を取り扱っている全ての金融機関から納税者が電子納付を行うことが可能となっているが、制度的には、前述のとおり各地方公共団体の指定金融機関等以外からは電子納付を行えないという制約があるため、地方公共団体が電子納付を実施した場合でも、納税者や地方公共団体が電子納付の利便性や事務の効率化等のメリットを十分享受できない状況となっている。</p> <p>また、国税が平成21年9月から導入したペイジー「ダイレクト方式」は法人の申告税の電子納付に適しているが、同方式を地方税等に導入しても、納付できる金融機関が指定金融機関等の範囲に限定されたままでは、納税者にとっては、利用しにくいこととなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第235条 ・地方自治法施行令第168条、第168条の3第1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子納付を推進する観点から、各地方公共団体における指定の有無に関わらず、電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が地方税等の電子納付を行えるよう指定金融機関制度を改正（電子納付を同制度の適用外とする）する。</p>